

松山市建設工事中間検査要領

(目的)

第1条 松山市建設工事・委託業務検査実施要領第4条第4項に定める中間検査を行うために必要な事項を定め、検査業務の適正な執行を図り工事の品質を確保することを目的とする。

(中間検査の種類)

第2条 中間検査の種類及び意義は、次のとおりとする。

- (1) 部分使用検査 契約書第33条の規定に基づき、工事目的物の全部又は一部を使用する場合に行う検査をいう。
- (2) 部分確認検査 工事の施工過程において、施工の状況、材料等の適否について確認するための検査をいう。

(中間検査の対象工事)

第3条 中間検査の対象となる工事は、次の各号の場合において、当該工事の特記仕様書で対象工事であることを明示したものとする。

- (1) 完成検査時点では不可視部となり「出来形・出来ばえ」及び「性能・品質等」の確認が難しい場合。
 - (2) 工場等でないと「性能・品質等」の確認が難しく、また現場搬入時では手直しに相当の費用と日数を要する場合。
 - (3) 屋根、高所など完成検査時に直近から検査できない場合。
 - (4) 引渡し前に工事目的物の全部又は一部を使用する場合。
 - (5) 引渡し前に工事目的物の一部において他者が後発工事に着手する場合。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、重要な構造物の施工をする場合。
- 2 中間検査の対象工事であることを特記仕様書で明示していない工事においても、指示・承諾又は協議書により受注者の承諾を得た場合においては、中間検査の対象とすることができる。ただし、工事担当課と技術管理課の協議の上、検査員が中間検査が必要であると認めた工事とする。

(中間検査の対象部分)

第4条 中間検査の対象部分は、当該工事の特記仕様書に明示するものとする。

(中間検査の依頼)

第5条 検査員は、監督員と中間検査に関する協議を行い、検査に必要な書類を指示するものとする。

2 監督員は、中間検査依頼書に中間検査の対象部分を色別表示した図面及び検査員が指示した必要書類を添付して、技術管理課長に検査を依頼するものとする。

3 部分使用検査の場合は、監督員は、前項の書類に部分使用に関する承諾書を添付しな

なければならない。

(検査項目及び方法等)

第 6 条 中間検査は、施工体制、施工状況、施工管理、品質、出来形、出来ばえその他について実施する。

2 中間検査は、実地検査及び書面検査を実施する。

3 検査員は、工事の品質を確保するために、受注者に対して必要な指導、助言を行うものとする。

4 中間検査に係る監督員及び受注者の立会、改善指導その他の指示については、松山市建設工事検査実施要綱の規定に基づき行うものとする。

(検査報告等)

第 7 条 検査員は、中間検査を行ったときは、中間検査報告書により、技術管理課長及び工事担当課長に報告するものとする。

2 検査員は、特記仕様書に中間検査の評定を行うことを明示された工事の検査を行ったときは、中間検査報告書及び工事成績採点表により、技術管理課長及び工事担当課長に報告するものとする。

(支払)

第 8 条 中間検査で確認した部分の工事目的物は、技術的な確認は行うが支払の対象としない。

(引渡し)

第 9 条 受注者は、中間検査により確認された部分の工事目的物の引渡しは行なわないものとし、引渡しまで善良に管理するものとする。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施し、同日以後に入札公告される建設工事について適用する。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。